

日時 令和元年 8 月 30 日（金）

場所 特許庁 7 階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
第 5 回商標制度小委員会 議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 長官挨拶	1
3. 商標政策の現状と今後の取組	2
4. 店舗の外観・内装の商標制度による保護等について	11
5. 閉 会	28

開 会

○川上制度審議室長 それでは、定刻前でございますけれども、委員の皆様揃われたようですので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第5回商標制度小委員会を開催させていただきますと思います。

本日は、御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただいております特許庁制度審議室の川上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、蘆立委員が所用のため御欠席でございます。

それから、御発言をいただく際は、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただければと思います。

それでは、議事の進行につきましては田村委員長をお願いしたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

長 官 挨 拶

○田村委員長 続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の松永長官より御挨拶をいただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○松永長官 7月5日付で特許庁長官を拝命いたしました松永でございます。

本日は、お忙しい中、また雨が降って足元が悪い中、御参集いただきまして、大変ありがとうございます。それでは、座りまして御挨拶をさせていただきます。

経済のグローバル化の進展、インターネットの普及による商品サービスの販売戦略の多様化など、商標制度を取り巻く環境は大きく変化していると感じております。そのような状況に対応すべく、特許庁では、これまでも随時、商標制度の見直しを行ってまいりました。昨年12月の第4回商標制度小委員会におきまして御議論いただきました「公益著名商標の通常使用権に関する許諾制限」及び「マドリッド制度に基づく国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間」につきましては、これらの見直しを含む法律案が、さきの通常国会の5月10日に可決成立しまして、5月17日に令和元年法律第3号として公布されました。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

この改正法では、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインを意匠の保護対象とし

て追加する改正も行ったところでございます。本日の議題にあります店舗の外観・内装の商標制度による保護等につきましては、ユーザーの皆様の多様なブランド戦略を支援する観点から、商標制度においても適切な保護を行えるよう制度の見直し等を行ってまいりたいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、この議論を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

続きまして、具体的な審議に先立ちまして、本委員会の議事の運営等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 まず、本日の委員会は、全委員数 13 名のうち 12 名の委員の皆様の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会運営規程第 13 条 6 項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

それから、本日の配付資料の確認でございますけれども、経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、資料 1 「商標政策の現状と今後の取組」、資料 2 「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について（案）」、参考資料「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について」、この 3 種類の資料のデータにつきましてはタブレットで御覧をいただきまして、座席表、タブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することとさせていただいております。タブレットの使用方法につきましては、お手元のタブレットの使い方を御覧いただければと思いますけれども、何か操作でお困りになりましたら、合図をいただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、本会議は原則として公開とさせていただいております。また、配付資料、議事要旨、議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

商標政策の現状と今後の取組

○田村委員長 それでは、議題 1 「商標政策の現状と今後の取組」につきまして、資料 1

「商標政策の現状と今後の取組」をもとに事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤商標課長 商標課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして、商標政策の現状と今後の取組について御説明いたします。

まず2ページ目ですが、商標出願件数の推移を御覧いただければと思います。平成30年（2018年）の出願につきましては約18万4000件ということで、前年比は、約3%の減ではございますけれども、平成25年（2013年）と比べますと約1.6倍増ということで増加傾向が続いております。今年、2019年度の上半期を見ても、この増加傾向は続いております。特にマドプロの出願が38%程度、昨年と比較して増えているということで、特に中国からの出願が増えているということでございます。

3ページ目を御覧ください。出願件数増加の要因について分析したものでございますけれども、産業分野別では全体的に出願増の傾向でございますが、特にサービス分野の出願が伸びております。

4ページ目を御覧いただければと思います。出願の増加のもう1つの要因としまして、出願人の変化があるということでございます。特に個人・中小企業による出願が顕著に増加しておりまして、2017年については、2013年から約1.9倍でございます。国内出願だけで見ますと約69%が、こういった個人あるいは中小企業の出願になっております。これが商標の特徴でございます。

それから、この傾向につきましては、日本だけということではございません。世界的に見ても、商標出願については増加傾向にございます。5ページ目を見ていただきますと、特に日米欧中韓の5大商標庁、特許庁の出願件数の比較でございます。左側は中国を除く出願件数の軸でございますが、右側が中国ということで、中国が非常に伸びているということがここでお分かりいただけるかと思います。

次に、この出願件数を受けた審査の期間についての御説明でございます。6ページ目を御覧ください。この出願増の影響によりまして、1次審査通知までの期間、いわゆるFA期間、それから権利化までの期間、いわゆるTP期間についても、いずれも延びる傾向にございます。今年度の実施庁目標につきましてはFAだけではなく、TPもバランスよく処理をするということで処理の健全化を図ってはございますけれども、御覧のとおり、FA・TPそれぞれ延びているということでございます。ただし、実施庁目標、一番下に書いてございますけれども、「なお、出願件数の更なる増加により審査期間がさらに延びる

ことがないように適切な措置を講じることとする」ということで、こういった目標も掲げて努力をしているところでございます。

具体的な方策につきましては、後でまた御説明いたしますけれども、まず早期権利の付与ということで取組を御紹介いたします。8 ページ目です。まず早期審査でございます。これは、既に商標を使用している、あるいは使用の準備を相当程度進めているといった出願について早期に審査をするということでございます。対象については、1、2、3 とございますけれども、いずれも平均の処理期間については申請から 1.7 カ月、しかも手数料が不要という運用になっております。特に対象 3 については、平成 29 年に新しく追加したものですけれども、これを機に申請件数も増えているということでございます。申請の大体 47% が、この対象 3 ということになります。

次が 9 ページ目になりますけれども、新しい取組でございまして、商標のファストトラック審査でございます。こちらにつきましては、「類似商品・役務審査基準」といった特許庁が出しているガイドブックに掲載されている商品・役務のみを指定した国内出願につきましては、通常の出願よりも 2 か月程度早く審査をするという、こういったファストトラックを昨年の 10 月から試行しております。これは、商品・役務の審査というのは結構負担があるわけですが、こういった負担を少なくする、少ない出願を増やすということで全体の処理促進に繋げるといった目的がございまして、こちらについては、申請手続や手数料は不要になっております。

次が 10 ページ目でございます。これも細かい話ではございますけれども、より早い査定を可能とするために、これは出願人・代理人の方をお願いしていることではございますが、平成 27 年に期間延長請求制度が導入されまして、この場合、期間延長の可能性を考慮して、意見書が提出された場合でも審査を保留する場合がございます。こういった場合には意見書等におきまして、その期間延長を請求する予定がないことを記載していただければ、その期間を待たずに早く査定できるという運用もしております。

次に、商品・役務についてはかなりの審査負担があるということでございますけれども、これは出願人・代理人にとっても同じでございますので、審査で採用されました商品・役務名を公表する、公表範囲を拡大する取組をしております。2018 年 3 月以降に、審査において 10 回以上採択されました商品・役務名について、J-PlatPat で定期的に公表しております。こういった実際の採択例を参考にさせていただいて、拒絶理由を回避しやすい表示の検討が可能でございますし、拒絶理由の対象とならない商品・役務名の使用率が上が

れば審査負担が軽減され、さらに審査処理が促進されることが期待されます。公表前は、J-PlatPat では約 7 万 5000 程度の商品・役務名が公表されておりましたけれども、この取組により、今現在では 8 万 2000 件ほどの商品・役務名が公表されております。

次が、具体的な審査促進の審査体制の強化に関わるものでございます。12 ページでございます。商標における民間調査者の活用可能性実証事業ということで、今年度からこの事業を開始しております。これは、民間から集まりましたサーチャーに拒絶理由の該当性についての詳細な調査をお願いするということでございます。この調査の結果を受けて商標審査に活用するとともに、民間の調査者の育成方法について検討を行うという 3 年間の実証事業でございます。今後の予定としましては、既に事業者は決まっております、今年の夏から実際に調査を開始しております、夏ごろ、実際にこのサーチレポートが特許庁のほうに納品されるということでございます。

これが一つの取組でございますけれども、何といたっても、審査体制の強化には人の手当てが重要だと思いますが、今年度につきましては、資料には書いてございませんが、商標の審査官の定員につきましては 4 名増ということで 140 名の定員を確保しています。平成 30 年が 136 名で、4 名増で今は 140 名になっています。

さらに審査体制の強化ということで、これはまだ概算要求の段階でございますけれども、新たに任期付きの商標審査官を採用していくことを検討しております。こちらにつきましては今日の、多分午後だと思いますけれども、令和 2 年度の概算要求のポイントとして特許庁のホームページに掲載する予定でございますので、御覧いただければと思います。

次に、近年の法律改正や基準等の改訂の概要になります。

まず 14 ページ、新しいタイプの商標です。こちらは統計的なものでございますけれども、新しいタイプの商標の出願・登録状況は御覧のとおりでございます。出願件数が 1,824 件、登録が 488 件でございます。

次に 15 ページでございます。地域団体商標です。こちらについても平成 18 年から導入しまして、順次審査を進めておりますけれども、今現在ですと 665 件の地域団体商標が登録になっているということでございます。

16 ページを見ていただきますと、地域団体商標の最近の主な取組ということで、この制度をさらに P R するということをしております。まず、2018 年 1 月にマークを策定して、このマークを使って制度自体のプロモーション、あるいはこのマークを地域団体商標の方が自身で使って商品プロモーションするということをしております。あるいは②地

域ブランドの総選挙ということで、この制度の普及・啓発を促進するようなイベントも計画しておりまして、今年は東北において、この地域ブランド総選挙を開催する予定になっております。

次が 17 ページでございます。今年度、令和元年の商標法改正の概要でございます。先ほど長官からも御紹介がございましたけれども、商標については2つでございます。「公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直し」ということで、こちらについては、既に5月27日に施行されております。これにより、公共団体を表示する著名な商標の通常使用権の設定が可能になるということでございます。

次にマドプロです。「国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直し」ということで、改正前につきましては、国内の代理人による補正の期間というのは、時間的に拒絶理由通知後、原則3か月ということで時期が限られておりましたけれども、この改正により、国内代理人による補正は、拒絶理由通知の送付後は、出願が係属中いつでもできるということで、手続の簡素化を図っております。

次が基準の改訂でございます。基準については3つほど改訂しておりまして、こちらも今年の1月に公表・施行しております。まず、元号を表示する商標に関する基準の明確化、品種登録中の品種名称に関する悪意の商標出願に関する基準の新設、それから、商標の審査の質に関するユーザーアンケートの結果を踏まえて、識別力に関する基準の明確化ということでそれぞれ改訂を行っております。

次が、商品・役務審査基準の見直しと分類に関する取組でございます。こちらは類似商品・役務審査基準の見直しということで、これは毎年行っているものでございますけれども、昨年度につきましても、ニースの国際分類の改訂に伴いまして、新しく分類を改訂し、2018年12月に公表しております。それから、2番目ですけれども、ユーザの利便性の向上のための取組ということで、ホームページに、「採用できない商品・役務名の一覧」や「商品・役務名のQ&A」ということで、こういったものも公表しております。

次が国際的な取組でございます。21 ページ目になります。商標5庁、いわゆるTM5会合の取組になります。こちらは日米欧中韓の5庁による国際的な協力体でございますけれども、現在15のプロジェクトを推進中でございます。今年につきましては、第8回のTM5年次会合を特許庁がホストを務めるということで、12月に開催する予定になっております。プロジェクト15個ございますけれども、下線がついている4つが日本がリードするプロジェクトでございます。

プロジェクトの概要について簡単に御説明いたしますと、次の 22 ページですけれども、代表的なものとしましては「悪意の商標プロジェクト」ということで、このプロジェクトを日本が積極的にリードしておりまして、過去の実績としましては、セミナーの開催や T M 5 の制度、各庁の制度・運用の報告書や事例集の公表、そういったものをしておりますけれども、今年につきましては、新たに事例を追加するということと、T M 5 以外の国・地域の事例を追加する拡大版の事例集を今年 12 月に公表する予定でございます。これが主な取組になります。

以上、駆け足でございますけれども、最近の商標政策の現状と今後の取組について御紹介いたしました。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、議題 1 「商標政策の現状と今後の取組」につきまして、10 時 40 分頃までをめぐって、今の議題に関しまして質疑応答を行いたいと思います。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○本多委員 委員の本多でございます。御説明いただきましてありがとうございます。

審査の期間につきまして、悩ましいところであるかと思います。任期つき審査官の採用、審査官増員、外部機関を使つての審査促進ということをされているということを御説明いただきました。

ただ、やはり懸念しておりますのは、大変遅くなっていることです。発表いただきました今年度 8 月の出願につきましては、最大で 1 年以上かかるという予測をいただいております。是非とも早急なお手当てをいただきたいと思います。昨年まで審査結果を早く頂けるようになり出願人もこれを前提に動けるようになっております。できるだけこれを維持していただくようご配慮いただいて、これまで同様の早目の F A をいただけるようにしていただけたらと思っております。

また、ファストトラック審査についても御説明をいただきましたけれども、こちらの利用率などが、もしお分かりになりましたらお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤商標課長 ファストトラックにつきましては、昨年 10 月から試行いたしました。実際に審査に入るのは、今年の 5 月頃からでございますけれども、ファストトラックの対象は、類似商品・役務審査基準、省令別表に書いている表示を指定しているものでござい

ますが、国内出願の全体の3割ぐらいとなっております。まだ試行ということで分析は進めておりますけれども、10月1日から開始するということでアナウンスはしているのですが、この30%の割合は変わっていない状態でございます。もう少し運用を周知徹底しまして、ぜひファストトラックを使っていただけるようにPRしていきたいと思います。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○近江委員 NTTの近江です。御説明ありがとうございました。

3ページで、特にサービス分野の出願が増加しているというお話がありました。これは物の売り切りではなくて、サービス型のビジネスが増加傾向にあることを反映しているのではないかと感じております。今後もサブスクリプション型のビジネスモデル等が盛んになると言われておりますので、一時的なものではないのではないかと考えています。

そういった中で、今お話がありましたとおり、出願増により審査にも時間がかかってしまっているのはやむを得ないところかと思っていまして、既に御用意いただいているファストトラック審査や早期審査等、様々なルートをうまく活用して、特許庁とユーザーとで協力しながら、円滑な権利化を図っていければと思っているところです。

そのために各ルートの審査の適正化などについても、我々もビジネスの実態をきちんとお伝えしながら、より良いルール・運用にしていけたらと思います。例えば、早期審査ですが審査基準などを拝見しますと、商標の使用の準備を進めている事実を示す書類というところで、商標が付された商品・役務が掲載されたパンフレット、カタログ等の印刷について発注を示すようにと書いてございます。現在のビジネス実態からいきますと、必ずしもパンフレットは印刷業者が発注するものではなく、例えばネットに掲載するだけの場合もあるため、従来の伝統的な、あるいは、典型的なビジネスを想定した審査基準のもとでは、証拠が出しづらかったりもします。我々も情報をお伝えしていきたいと思いますので、現在のビジネスの実態に合った審査基準なり、審査の在り方への御協力をお願いしたいと思います。

広告についても同じでして、やはり典型的なテレビCMや雑誌の広告といったものだけでなく、メディアのコンテンツとコラボした、さりげなくコンテンツと連動した広告なども増えてきております。そのようなことも、広告の証拠としてお認めいただけると証拠が提出しやすく、早期審査までの手続がスムーズになると思います。

我々ユーザーとしても、闇雲に早期審査をお願いしてはならず、真に早期な権利化やブランディングが必要な商標についてのみ早期審査をお願いしています。ぜひ円滑な権利化

に御協力いただけると非常にありがたいです。よろしくお願いいたします。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。これからも具体的にどんなものを要件にするかというので、私どもも実態を把握していないところもございますので、その辺についても意見交換をさせていただければと思います。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。

大学で産連の業務を担当しています。今回の 2019 年度の商標法改正で、公益著名商標の通常使用権に係る許諾制限の見直しがされた結果、大学自身を表す商標がライセンスできるようになりました。これは長年の懸念事項だったのですが、ようやくこれが解消され、産連の関係者からも大変歓迎するという意見を伺っており、ありがとうございます。また、これからもこういった取組をよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○一色委員 良品計画の一色です。御説明ありがとうございます。

御説明の最後の国際的な取組のところで、悪意の商標プロジェクトというのを特許庁ので主導して行っているということで、内容としましても、悪意の商標出願事例集の拡充・拡大ということで、こういった取組は大変ありがたいと思っていまして、日々、特に中国や韓国から出てくる悪意の冒認出願については、なかなか中国・韓国の審査の実務的な運用や基準というのが日本とは必ずしも一致していなくて、そこは将来的になるべく揃うようにしていただければと思っておりますので、積極的な情報交換をこれからもしていただきたいと思っております。

その中で、国際的に進出している企業としましては、やはり悪意の商標出願の数は減らしていきたいという思いがありまして、実務的にも、中国や韓国で冒認出願が出ると、それに対する異議申立てや審判など、金銭的にも、労力的にも企業として負担が大きいので、もし商標出願の事例集を作ります、情報交換の勉強会を行いますということであれば、恐らく、幾らでも協力する企業はあると思っておりますので、そういった企業にお声がけいただければと思っております。

あと、今 5 庁会議ということで 5 庁に限っておりますけれども、中国・韓国に限らず東南アジアでかなりまた、日本とは異なり過ぎる審査基準で審査されたりということもありますので、こういった取組を将来的にもほかの国に広げていただければと思います。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。

○田村委員長 そのほかいかがでしょうか。

○高崎委員 エンジニアの高崎でございます。

中小企業の出願が商標でかなり増えているということで、良い傾向だと思います。私もかねがね、特許・意匠・商標等々の中で、やはり商標が非常に中小企業にとっては敷居が低いというか、最初に知財活用するのが商標だと思っていまして、今伸びている傾向というのは非常に良いと思っていますが、特許庁として、どういうところでこういうのが伸びてきたのかという、何が効いたのかというのを感じておられるかということと、あと新しい商標ですね。色や音など、そういったものが余り増えていないように思うのですが、あれが出たとき、我々としても「あっ、商標というのはそういう広がりがあるのか」ということで非常に期待をしたのですが、なかなか数的に、特許庁の想定内なのか、想定より低いのか。あと、中小企業がその中で新しい商標にどれだけ取り組んでいるのかというのを分析しておられたらお聞きしたいと思います。

○佐藤商標課長 まず、中小企業あるいは個人出願の増加につきましては、明確な分析というのはなかなかできないところですが、肌感覚で申しますと、中小企業の方や個人出願の方の問合せが非常に多い。それで、新聞・雑誌・テレビといったものでも商標出願の重要性について取り上げられるといったケースがありますので、国民一般の関心が高く、新しくビジネスをスタートするといったときに必ず商標出願をするといった情勢、マインドはできてきているのではないかと考えております。特許庁も、かなり商標出願の重要性の周知活動は徹底しておりますので、そういったものが少しずつ効果を生んでいるのではないかと考えております。

それから、新しいタイプの商標については、出願件数自体はそこまで伸びておりませんが、特に導入当初は、逆に予想外の出願がありました。現在は、件数はそれほどでもないのですが、一応コンスタントに出願されていますので、むしろ、今の状態が最初に想定した状態でございます。最初に1,000件以上の出願があったということが想定外であったということでございます。今後も新しいタイプの商標については、今日御議論いただく新しい店舗の外観・内装の商標についても同じようなタイプでございますので、こういったものを保護しやすくすることで、また利用率も上がってくるのではないかと考えております。

○田村委員長 そのほかいかがでしょうか。

もしないようでしたら、続いて次の議題に移りたいと思います。

店舗の外観・内装の商標制度による保護等について

○田村委員長 議題２「店舗の外観・内装の商標制度による保護等」につきまして、資料２をもとに事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○富澤商標制度企画室長 商標制度企画室の富澤でございます。

議題２につきまして御説明申し上げます。お手元のタブレットで資料２を御覧ください。まず、検討の背景でございます。

店舗の外観・内装は、従来、店舗の機能や美観に資することを目的に採用されてきたと考えられますが、近年では、企業が店舗の外観・内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えております。そのような中、不正競争防止法の事件、コメダ珈琲店事件でございますが、これにおきまして店舗の外観・内装の保護を認める裁判所の判断がなされており、また意匠法におきましては、特許法等の一部改正により、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインが保護対象として追加され、施行を待つところでございます。

改正意匠法では、独創的な空間デザインを生かしたブランド構築の取組を早い段階から保護する観点から、新規性、創作非容易性等の要件を満たす空間デザインが保護されることとなりますが、空間デザインとして保護された店舗の外観・内装は、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を獲得し、商標として機能する場合もございます。

このような意匠の保護対象となるものを含めまして、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を有する店舗の外観・内装を商標として適切に保護し、企業のブランディング活動を支援する必要があるのではないかと考えております。

この点、現行商標制度との関係におきましては、店舗の外観・内装は、平成８年改正で導入されました立体商標制度により保護可能でございますが、ユーザーの意見、諸外国の状況、新商標の保護制度との整合性も踏まえれば、現行制度による保護は必ずしも十分なものとは言えない可能性がございます。さらに、現行制度による保護を見直すに当たりましては、店舗の外観・内装以外の立体的形状についても併せて検討することが望ましいと考えております。

次に、現行制度の概要でございます。

我が国の商標法では、商標法の定義の中に「立体的形状」という文言が含まれておりま

す。したがって、店舗の外観・内装は、立体的形状からなる商標（立体商標）として、現行法上、保護の対象となり得ます。ただし、店舗スペースの制約等により完全に同一のデザインで展開することが事実上困難な場合や、構成が複雑な場合がある店舗の外観・内装につきましては、以下の権利範囲の特定に係る願書への記載方法及び審査運用の点におきまして、現行の立体商標等により十分に保護されているかの懸念がございます。

2 ページ目にまいりまして、（１）立体商標の願書への記載方法でございます。立体商標の出願におきましては、願書に「商標の詳細な説明」を記載することは認められておりませんので、その登録商標の範囲は、文字や図形からなる商標と同様に、商標記載欄の商標のみに基づいて定められます。また、立体商標を商標記載欄に記載する際には、標章とその他の部分を描き分ける記載方法、例えば店舗を表す図形のうち、標章、すなわち商標を構成する部分を実線で描き、その他の部分を破線で描くというような方法は認められておりません。

（２）立体商標の審査運用でございます。商標記載欄の商標が、立体的形状からなる店舗の内部を一方向から描いた構成からなる場合は、立体的形状の端が商標記載欄におさまらないために、同欄の表示のみからは、立体的形状の全体の輪郭が明確に表示されているとは言えないと整理されております。このため、このような店舗の内装に係る出願につきましては、立体商標としての構成、輪郭、態様を具体的に特定できないとの理由から、立体商標としての登録を認めておりません。なお、店舗の立体的形状のみからなる立体商標につきましては、使用による識別力の獲得がない限り、原則として識別力を有さないものと判断し、登録を認めておりません。

（３）位置商標及び色彩のみからなる商標の願書への記載方法及び審査運用でございます。店舗の外観・内装のうち、店舗の特定の位置に付する標章は位置商標として、店舗に用いられる色彩は色彩のみからなる商標としても保護の対象となり得ます。位置商標及び色彩のみからなる商標は、文字や図形からの商標と同様の願書の記載方法では、商標の内容を明確に特定することができないことから、標章とその他の部分を描き分ける記載方法が認められております。また、権利範囲を明確化する観点から、願書に商標の詳細な説明を記載し、登録商標の範囲の決定に当たり、当該記載を考慮することとしております。

一方、位置商標及び色彩のみからなる商標の場合にも、商標記載欄の商標が、店舗の内部を一方向から描いた構成からなる場合は、店舗全体の輪郭が明確に表示されているとは言えず、店舗の内装全体における標章を付する位置または色彩を付する位置を特定するこ

とができないとの理由から、これら商標の登録を認めていないと考えられます。

以上、(3) についてまとめますと、願書の記載方法としては、立体商標では認められていない実線・破線の描き分け及び商標の詳細な説明の記載が認められており、一方、運用上、端が切れている内装の登録は認めないこととしております。

次に諸外国の状況でございます。

昨年度実施しました、店舗の外観等に関する制度・運用についての調査研究により調査を行った 15 カ国・地域におきましては、店舗の外観・内装の立体的形状は立体商標として保護されている例が多く、使用されている色彩が色彩商標として保護されている例も見受けられました。商標の権利範囲の特定に関しましては、店舗の外観・内装に関する出願について、商標の詳細な説明が願書に記載できないのは 2 か国のみであり、他の国・地域では、必須が 8、任意が 5 でございました。

各国・地域の店舗の外観・内装に関する事例を見ますと、外観・内装の形状そのものについて識別力が認められている例は少なく、多くの登録例は、識別力のある文字や図形が付されているもの、あるいは使用による識別力を獲得した証拠が提出されたものでございます。

なお、立体商標の出願方法につきましては、店舗の外観・内装に関する商標とそれ以外に関する商標（商品の形状等）とで、商標の詳細な説明の記載の可否等の出願方法を区別している国は見当たりませんでした。

次にユーザーの意見でございます。

調査研究におきましては、アンケートに回答していただきました 141 の者のうち、2 割弱が現行の商標制度による店舗の外観・内装の保護に不便な点があると回答し、うち他社店舗と区別できる特徴のある店舗を展開する企業 48 社では約 4 割に上ります。また、当該制度の見直しを希望する者は回答者全体 141 者のうち 4 割弱、特徴のある店舗を展開している企業 48 社では約 6 割に上ります。

具体的には、以下のような意見が寄せられております。4 ページ目にまいります。

(1) 現行制度の不便な点について、土地や店舗スペースの制約等によりまして、店舗の外観や内装は常に同じにはできないのだけれども、その点を考慮した制度になっていない、あるいは立体商標制度で内装の保護を受けられない。

(2) 制度の見直しにつきましては、店舗の外観・内装のどの部分について商標登録を受けたいのかを文章で特定しやすくすべき。また、立体商標等の運用を柔軟にすべき。

(3) 制度の見直しに関する懸念点としましては、商標調査の負担が増大する、権利範囲が不明確、周知性がない商標が登録されるのではないかと、類否判断の基準が不明確、他者の権利を侵害しているものはないかと等々の懸念が寄せられております。

以上を踏まえまして対応の方向性をまとめております。

まず(1) 立体商標制度の見直し、省令改正でございます。

ア. 店舗の外観・内装につきましては、店舗の外観・内装は、諸外国におきまして立体商標として保護されている例が多く、構成が複雑になる場合がある店舗の外観・内装につきましては、ユーザーからは、店舗の外観・内装を構成する要素のうち特徴的な部分を文章で明確にして権利化したいとのニーズがございます。これらを踏まえまして、我が国の立体商標制度におきましても、権利範囲を明確化するため、「商標の詳細な説明」を必要に応じて願書に記載できることとしてはどうか。これにより、権利範囲の特定が容易となり、先行商標との類否判断等にも資することが期待されます。

また、店舗の外観・内装につきましては、店舗スペースの制約等により完全に同一のデザインで展開することが事実上困難であるとの実情がございます。そこで、立体商標を願書の商標記載欄に記載する際、権利化を求める部分と求めない部分とを描き分ける。例えば、標章を実線で描いて、その他の部分を破線で描くことを認めてはどうか。これにより、一つの出願で店舗の外観・内装を構成する特徴的な要素を権利化し、様々な店舗デザインの展開に資するものと考えられます。

なお、商標調査の負担の増大についての懸念が多いことを踏まえまして、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)におきまして、店舗の外観・内装からなる商標を検索しやすくするための方策(図形タームの付与等)を講じることが必要と考えられます。

次に、店舗の外観・内装以外ですが、店舗の外観・内装に限らず、複雑な構成からなる商標等の立体的形状が立体商標として出願されている実情があり、また、ロングセラー商品において変更されることのない特徴的な部分を明確にして保護するニーズも同様にあると推測されます。また、諸外国においても、およそ立体的形状を立体商標として保護する際に、その願書の記載方法について、店舗の外観・内装とそれ以外の立体的形状とを分けている例は見当たりません。

店舗の外観・内装以外の立体的形状につきましても、権利範囲を明確化するために「商標の詳細な説明」を必要に応じて願書に記載できるようにすること、願書の商標記載欄において権利化を求める部分と求めない部分とを描き分けることは、ユーザーのメリットと

なると考えられますので、店舗の外観・内装以外の立体的形状からなる立体商標につきましても、アと同様の対応としてはどうか。

次に、立体商標等に関する審査運用の見直しについてでございます。上で述べたような省令改正をした場合には、その審査運用を商標審査基準ワーキンググループにおいて検討する必要があります。加えて立体商標におきまして、店舗の内装の端が商標記載欄におさまらない場合等の課題につきましても検討を行うべきではないか。ただし、その位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標につきましては、商標記載欄にあらわされた店舗の内装の端が同欄におさまらない場合にも、標章が付される位置が明確に特定し得るかについては慎重に検討すべきではないか。

なお、店舗の外観・内装に係る識別力・類否判断等につきましては、ユーザーからの周知性がない商標が登録されることに対する懸念、類否判断の基準が不明確であることへの懸念などを踏まえまして、原則として店舗の立体的形状のみからなる商標は識別力を有しないことを前提としつつ、審査運用の明確化を検討してはどうか。

御説明は以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、これより 11 時 25 分頃までをめぐり、議題 2 「店舗の外観・内装の商標制度による保護等」につきまして質疑応答を行いたく思います。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○本多委員 委員の本多でございます。御説明いただきまして、ありがとうございます。

店舗の外観・内装が保護される運びになるということで、大変、私どもは期待しております。ありがとうございます。

御提案いただきました内容におきまして、例えば商標の詳細な説明の欄を記載できるようにすることは賛成させていただきたいと思います。それで非常に理解が深まるのではないかと思います。併せて商標見本を点線と実線で記載をして、構成要素となるものとそうでないものを描き分ける方法も採用となりましたら、権利範囲が分かりやすくなるものと考えます。

先ほど 4 ページのところで御説明がありましたように、例えば土地やスペースの制約上、店舗の外観や内装は常に同じにできないというような御指摘がございました。特徴ある店舗を使っていらっしゃる方々にとって、コアとなる部分を全部描き表す、例えば、参考資料にカウンターのあるカフェのような例がございましたが、その場合に、例えばカウンタ

一の位置が変わってしまう、ドアの位置が変わってしまう、テーブルの配置が変わってしまうようなことがあるかと思います。それらはコア部分ではないのだけれども、変わってしまう場合に、どの程度保護されるのかが、心配になるようなこともあるのではないかと思います。したがって、できたら商標見本に複数の可能性ある配置なども表せるように複数枚の商標見本を提出することについても御検討いただけたら幸いに存じます。コアの部分は変わらない商標見本を複数枚出すことによって、出願人も自分の幾つかあるパターンを出願することができ、また第三者といたしましても、本当にコアになる部分はどのような部分なのかというのが理解しやすくなるのではないかと思います。また、使用を主張して識別力を立証する場合も、出願人が使用の証拠を出す際に、様々なパターンが出てきてしまうかと思いますが、複数の商標見本の提出によって、審査におきましても御参考になるのではないかと考えて御提案させていただきます。

以上でございます。

○田村委員長 ただいまのご意見には、御提案も入っておりましたね。

○富澤商標制度企画室長 まず、実線部分につきましては、1つで固定しているということをお大前提といたしまして、恐らく、背景の破線の部分で様々なバリエーションを、実際の使用態様に対応して出せば、お互いにとって分かりやすいのではないかと御提案かと理解いたしましたけれども、この点につきましても、審査基準ワーキンググループのほうでいただいた御提案を踏まえまして検討させていただければと思います。

○本多委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○一色委員 良品計画の一角です。

今、本多先生がおっしゃったことは、私も同じように要望したいと思っていたところで、店舗デザインの商標にするということになると、どうしても場所の制約などで、同じ店舗を同じように金太郎飴みたいに作るわけにはいかないので、どうしてもこの商標を登録、権利化したいという場合は、絶対1種類というか、確実に確定された内容にはなっていないのではないかとというのが、ほかのロゴなどの商標とは大きく違うところだと思っています。

出願の際に、例えばバリエーションをつけることが許されるのであれば、それは企業としては助かるのですけれども、少し頭の整理として、それが1個の商標としての登録になるのか、それとも類否判断のところ、類否判断をする際に、こういったバリエーション

を参考としてあり得るみたいな位置付けになるのかは整理をするとよいのではないかと考えています。

○富澤商標制度企画室長 実線部分で描いたものが商標を構成することになりますので、類否判断につきましては、実線部分で描かれたものと第三者が使っているものとの対比ということになるかと思うのですが、その辺りにつきましても審査基準ワーキンググループのほうで確認させていただければと思います。

○一色委員 もう少し述べると、実線部分で確定したとしても、例えば、この要素とこの要素をこういった位置に置くこともあるなど、そういったものはどうなるのですか。

○富澤商標制度企画室長 今のところは、実線部分で確定したものについては、位置関係も含めて固定したものと我々は考えております。ずらしたら違う商標になるという認識でおります。

○一色委員 そうすると、もし様々なバリエーションをつけるのだとしたら、参考として、使い方としてはこういう使い方もあり得るみたいなことを出願人から説明をさせていただくようなイメージですか。少し難しくて、先ほどの使用実績など、識別力を獲得するための使用実績を出すに当たって、商標そのものではないけれども、類似ではあるようなものが店舗としてたくさん出てくると思います。そういったものも使用実績として認められるのかどうかは気になるところです。

○富澤商標制度企画室長 今の運用を前提としますと、やはり実線部分と近似しているものを使用証拠として出していただいて、ただ、店舗の背景としては様々なバリエーションがあり得るので、そこは点線として出すのですけれども、先ほど本多委員の意見にもございましたとおり、使用証拠を認定しやすくするために、点線からなる複数枚の背景を出すということは可能なのではないかという議論はできるかと思っております。

○一色委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうしても、出願のほうの便宜等を考えるとおっしゃるとおりなのですが、商標のコアの部分が複数になりますと、商標法全体との調整が必要かもしれません。それは何かというと、今まで同一と類似を分けていって、類似には権利がある一方で、同一使用はなるべく同一でやっていただきたいという形で分けている商標法制全体に関わるので、なかなかすっかりそれを変えるというわけにはいかないのではないかと思います。今後は社会通念上の同一性などで柔軟な判断を心がけるとのことだと思います。

お待たせいたしました。どうぞ。

○近江委員 NTTの近江です。ありがとうございました。

店舗の外観や内装について、立体商標をベースに保護していくという方向性には異存はございません。

それから、大きく2つある対応の方向性、商標の詳細な説明を願書に記載できることにする点、あとは破線と実線によって権利範囲を明確にするという点も賛成でございます。現在の立体商標の登録を見ますと、文字・商標を含んだ登録が相当数ございます。権利のクリアランスの観点でいきますと、権利の方が商標のどの部分で権利主張を考えておられるのかというところが分かりづらかったりして、難しい判断が求められるケースもございます。そういった意味では、この対話の方向性1のような形で権利を明確にしていくというところは非常にありがたいと思っております。

それから、対話の方向性2のところですが、店舗の内装の端が商標記載欄におさまらない場合、現状も拒絶理由を通知し商標登録しない運用をされていると思いますが、今後もそのような厳格な運用が望ましいと思っております。仮に内装を権利化したいのであれば、店舗の外観と同様に複数のアングルからの画像を提出していただいて、全容が把握できる状態で登録する、あるいはおさまっていない部分については権利主張しない旨を意思表示させディスクレームさせるなどが良いのではと考えます。今もお話があったとおり、商標のコアの部分というのが明確に分かるような形で登録されるよう工夫をしていただき、不明確な権利範囲の商標権ができるだけ生じないように、今後審査基準の中で手当てしていく際に、留意して検討していただけたらと思っております。

○富澤商標制度企画室長 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○鬼頭委員 大学の産連の立場ということでコメントさせていただきますが、大学運営の観点から言いますと、店舗が大学の建物に該当するかどうかというのは議論があるかもしれませんが、そういった建物にも適用できるかという観点で関心があります。特に私立大学では、建物の外装というのは、結構統一されている大学もあるかとは思いますが、そういったところも保護できるかということです。大学のブランドというのも、最近ますます重要になってきておりますので、こういった新しい制度が大学運営についてうまく活用できればと思っております。よろしくお願いします。

○田村委員長 ほかはいかがでしょう。

○林委員 資料の5番にあります参考資料の12ページに、店舗の内装、レストランにお

ける飲食物の提供等について赤と白のイラストのものが出ておりますが、ここの商標の説明のところに書かれているものは、備考欄に書いてある拒絶査定の後で差し戻しになって、修正された後の再検討によって登録になった、これなら商標表示と説明が明確であると認められた内容と理解してよろしいのでしょうか。

○富澤商標制度企画室長 最終的に登録された情報として把握しているものでございます。

○林委員 この商標の説明のところを読ませていただくと、インテリアにはここの部分が含まれるということが非常に具体的に書かれておりまして、そして最後のところで、破線で示されたものは標章の一部ではないということも明記されているので非常に分かりやすいのですが、ほかの登録例は、もっと商標の説明が簡単なものもありまして、今後、実務においてどのくらい詳細な説明のところでの書き込みがあれば、含まれているということで権利範囲になるのかなど、その辺をまた詰めていく必要があると感じました。

以上です。

○富澤商標制度企画室長 商標の詳細な説明につきましては、現在の新商標でも採用されている制度でございまして、商標法の5条4項で詳細な説明を書く旨が定められ、5項においては、詳細な説明は商標を特定するものでなければならないという規定がございます。したがって、この文言に従って、恐らくは立体商標の詳細な説明につきましても、どこまで書けば商標記載欄の商標が特定されるのかということを今後、審査基準ワーキンググループで詰めていくと考えております。

○林委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうぞ。よろしくお願いします。

○山田委員 東京地裁の山田です。どうもありがとうございます。

今の御意見と同じようなところなのですが、お願いといいますか、商標の詳細な説明が書かれることについて、イメージですけれども、店舗の内装や外観について説明を付そうとすると、それなりに長くなるのではないかと思います。そうしますと、裁判等で類否が問題になったときに、その解釈だけが、もちろん意味があるわけではないのですけれども、その解釈を巡っても結構争いになるのではないかと思います。適切な範囲で、適切に説明がされているように審査の段階で指導といいますか、そういう形でできるようにお願いしたいと思っております。

○富澤商標制度企画室長 商標の詳細な説明につきましては、先ほど申し上げた5条5項の拒絶理由にかかっておりますので、今後、詳細は詰めてまいりますけれども、何か商標

記載に書かれていないことが書かれてしまっているなど、そのようなことがないように、等号・不等号で言えば、商標記載欄大なりイコール商標の詳細な説明という関係に立っておりますので、そこからはみ出さないように気をつけてまいりたいと思います。

○田村委員長 どうぞ。

○横山委員 学習院大学の横山です。

基本的には、今回の対応の方向性に賛成させていただきたいと思います。

その上で、商標の詳細な説明に関してなのですが、こちらは提出が任意となっております。店舗の形状が単純なものは商標の詳細な説明は不要だと思いますけれども、複雑なものに関しては、商標の詳細な説明で形状の特徴部分をきちんと特定していただくことが望ましいと思います。他方で出願人の立場に立ってみると、出願段階で下手に詳しく書いてしまうと、後で、裁判で権利範囲が限定されるというリスクを伴うこともありますので、書くのを躊躇するということもあるのかもしれないと思います。しかし、店舗の複雑な形状を文言で特定することは権利範囲を明確化するために重要なことですので、記載が不十分な場合には、審査の段階で、店舗の形状の特徴が適切に特定されるように、運用として指導する体制をとっていただきたいと思います。

あと、店舗デザインに関しては現在でも立体商標として登録されているものがありますけれども、そのほとんどが、恐らく文字商標が含まれているものだと思います。著名な文字商標が含まれているから登録されているという面も恐らくあるかと思います。今後も、そういった文字商標付きの店舗デザインが出願されることが多いと思うのですが、その場合には識別力がどこにあるのかということですね。文字が含まれているから識別力があるのか、それとも店舗デザイン自体に識別力があるのかということを、やはり明確にしておくことが重要だと思いますので、その辺りも商標の詳細な説明の中で特定されることが望ましいと思います。もし出願人が自発的に特定をしていない場合には特定するように指導するという運用をしていただけるとよいかと思います。

○富澤商標制度企画室長 どこまで書かせるかということは、また審査基準ワーキンググループで詰めてまいりますけれども、必要に応じて出させることにしてはどうかという趣旨は、出願人が記載していなくても、それが適切と思えば、審査官のほうで商標の詳細な説明を後から記載することを求めることができるようにするということも含めておりますので、その点につきましては、今後気をつけてまいりたいと思います。

○田村委員長 一点大変難しいのは、商標というのは、かなり長く保護期間があり更新も

されるので、当初は文字があるから認めたものでも、後に全国周知になって特別顕著性を獲得することもありますから、一概にはっきりと商標の記載欄が必ず権利範囲を決めるとも言えないということも踏まえた運用にならざるを得ないところがあると思います。それは、若干老婆心ながら付言です。

そのほかはいかがでしょう。

○島並委員 神戸大学の島並でございます。

今回の対応の方向性につきましては私も、出願人にとっても、特許庁にとっても、あるいは第三者にとってもメリットが大きいものだと思いますので、基本的に賛成いたしたいと思います。

その上で1点お伺いをしたいのが、識別力についてのハードルをどの程度に設定するのかという点でありまして、資料の2ページによりますと、店舗の立体的形状のみからなる立体商標は、使用によって識別力を獲得しない限り、原則として識別力を有しないと現在では運用されており、さらにはユーザーの声ということですが、周知でない形状について登録されるのはいかなるものかという声が上がっているということでした。

ただ、不正競争防止法で、周知であることを条件に商品等表示として保護されるという現状において、登録商標制度がそれとは別にある趣旨と考えますと、周知でないことは当然として、さらには未使用であっても、なお登録され得る、いわゆる発展助成機能というところと言われるわけですが、そのこととの関係で、通常の商標にはない高いハードルを仮にこの店舗についてだけ設定するとするならば、そのことは不競法の保護に加えて、さらに商標登録制度も用意することの説明としてどう考えればよいのかということについて、何か御説明があればお伺いしたいという純粋な質問になります。

○富澤商標制度企画室長 不正競争防止法との関係は、少し私のほうは不案内なのですが、少なくとも現行の審査基準の中では、店舗・事業所の形状からなるものと認めるものは、原則識別力はないと整理されておりますので、裏を返せば、これは使用による識別力を獲得しない限りは、通常は商標登録に値しないと整理していることとの関係で、これをさらにハードルを下げるというようなことは、今のところ考えておりません。

○島並委員 もちろん、識別力は必要だと思うのですが、それをどう判断するかというときに、例えば使っていないのだけれども、すごく奇抜で魅力的な店舗外観を考えついた人がいて、未使用であるということで、やはり識別力是一律にないという対応になるのかどうか。そうだとすると、それはなぜかというお伺いです。

○田村委員長 説が分かれるところでして、現に分かれていますね。特に、立体商標のところで分かれています。不正競争防止法との関係でいけば、おっしゃるとおり、不正競争防止法は周知性を要求しています。そして、普通の識別力のある、普通の独占適応性に問題ない商標であれば、登録商標制度というのは、おっしゃるとおり、発展助成機能のために使用前から登録を認める制度はもちろんなのです。それに対し、釈迦に説法ではありますが、商品の立体的形状につきましては、独占適応性、問題のある商標については3条1項のほうで、3条2項あるいは3条1項6号の場合には6号の解釈として、基本的には、私は周知でよいと思いますが、全国的に有名でなければいけないというシステムをとっています。

ですので、島並先生が御質問の最後できちんと明らかにされたとおりに、問題は、そういった形で識別力が原則としてない、あるいは独占適応性がないので3条2項の要件にかけられるものはどういう範囲なのかというお話で、そこについて奇抜なものが3条2項でかけられなくても、直ちに登録を認めてよいのではないかというお話です。これも、釈迦に説法ですけども、裁判例の文言上、二手に分かれています。奇抜なものであれば登録を認めるかのような事業者の認識で考える見解と、私はそちらではないのですが、私の見解はもう1つのほうの見解で、コカ・コーラ判決等で書かれていた、事業者が認識し得ないものも含めて立体的形状になり得るものであれば、原則として3条1項3号にかけられるという、その2つに分かれています。このように分かれている段階ですので、現在、特に審査基準での対応を考えている状況で、はっきりどちらかの立場に決めるというわけにはおそろくないのだろうと思います。

また、問題は、建物、店舗の外観・内装にとどまらず、立体商標、さらにはもっと広く3条1項の話になるので、御意見として承るということでもよろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。

○井関委員 同志社大学の井関です。私も今、田村先生がおっしゃった御意見に賛成で、商品の形自体、包装の形自体の立体商標登録につきましても、第三者が利用せざるを得ないなど、そういったニーズが非常に大きいところから独占適応性が問題になり、やはりハードルを上げるという発想が必要かと、私は思います。建築物の場合、特に差止請求において、壊すというのは経済的にも大きな問題になり得るところかと思ひますし、それから、ユーザーの意見として、今回の資料に上がっていた数字の解釈は様々かとは思ひ

のですけれども、現行の保護について不便があると答えた方が 15.6%であったり、見直しを希望する回答者も半分に満たない 35.5%であったり、特徴のある店舗を展開している企業というのは、恐らく権利化を進めてほしいという側の立場の方かと思いますが、それでも 62.5%というのは、制度の見直しに対してそんなに大きなニーズがあるとも思えません。

それに比べますと、先ほど島並先生もおっしゃいましたように、周知性がない商標が登録されることに対する懸念や、商標調査の負担が増大するなど、そういった意見は非常に重要だと思いますので、今回のハードルを特に変えることはしないという御提案に賛成です。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○本多委員 こちらの案を拝見いたしました中には入っておりませんが、店舗の外観・内装についての商標の使用を条文に当てはめようとする、文言の理解が難しいと感じております。審査基準をこれから検討されるに当たりまして、特に使用につきましても該当条文の当てはめを、併せて御検討いただけると利用者の理解に役立つと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○富澤商標制度企画室長 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 若干趣旨がつかみにくかったので、補足をいただけますと幸いです。

○本多委員 例えば2条3項において、店舗の外観・内装を使用して、商標そのものを使用というのはどの条文に該当していくのか。恐らく、御説明いただいた際に広告ぐらいであろうということではございましたけれども、条文との整合性が難しく、どうやって読むのかという点も基準ワーキングで御検討いただいて明確にいただけると利用者が分かりやすいと思います。

○田村委員長 ようやく私も分かりました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしくお願いします。

○大向委員 弁護士の大向です。御説明ありがとうございました。

私としまして、今、資料2にあります対応の方向性1番、2番ともに賛成の意見です。

特に、今まで出てきている中とは別の点でお話しますと、店舗外観・内装以外の立体的形状からなる立体商標についても、今後の保護の可能性に関して、個人的には興味を持っており、期待できるところと思っております。店舗の外観・内装について、調査報告のメンバーとしてもさせていただきましたけれども、それとは別に、実務の中で様々な商品の

形状や外観の保護に関して、ブランド管理として各企業が検討されているところに関わることもありますし、他方、独占適応性の問題として、どこまでが保護の範囲とすべきなのかを考えることもあります。今後の審査基準の検討の中で、立体商標に関して更に検討していくという方向性についても賛成です。

○田村委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

○林委員 すごく初歩的な質問をしてしまって恐縮なのですが、例えばインターネット上でバーチャルな店舗を設ける。リアルには不動産として存在しないバーチャルな店舗の外観や内装でも使用していることになるのでしょうか。

今回は、リアルな不動産という線引きで議論が始まったとは理解しているのですが、これからインターネット上のビジネスが主流になっていくときに、販売店舗としての実用性はリアルな店舗と、もしかしたら変わらないかもしれないものもあるかもしれません。

○富澤商標制度企画室長 難しいですけども、私たちが想定したのはリアルな店舗があって、それをインターネットの広告でも使っているという広告塔的な役割を果たしているものを証拠として出された場合にはどうするかなど、そういうことは想定していたのですが、インターネット・ショッピングモールとの関係ですと、モールのデザインとしての使用ということになると思いますので、直ちに今回の議論とは結びつかないのではないかと。

○林委員 今回は、それは全く想定外だということで理解いたしました。

○田村委員長 インターネットですと物理的な制約があるわけではないのに対し、今回は物理的な制約がある中でどの程度まで柔軟性を認めていくかという話ですから、おそらく、今回の話と関係はないでしょうね。

ただ、おっしゃるとおり、あるいは先ほど御示唆があったことにさらに付言すれば、一旦登録を認めた後に、登録のほうはリアルな前提で登録を認めたものに対して、しかし、類似の範囲で、インターネットで同じような外観でモールを組んでいけば、それは類似ではないかなど、そういった議論は多分できると思います。

○林委員 ありがとうございました。

○田村委員長 どうぞ。

○高崎委員 私も対応の方向性としては賛成です。私どもは実際に物を作っていますので、余りこの店舗とは関係ないのですが、先ほどもお話がありましたように、店舗の外観・内

装以外にも同じような適用をしていく方向性があるとお聞きしまして、それも、先ほど少し申し上げました新しい商標活用の一つになるのではないかとということで期待はしております。中小企業としても、様々な商標の活用ができて、ブランド化ができるということにおいて、選択肢が広がることはよいと思っています。

逆に、知財ミックスということを言われていまして、特許・意匠・商標をどのように組み合わせるのかということで、その選択肢が広がり過ぎて、逆に意匠の空間デザインとこちらとどうなるのか、その辺りをうまく我々中小企業が、知識が乏しい中でベストな選択肢をミックスしていく何らかのガイドラインをお示しいただければ、より使いやすいのではないかと考えております。

○富澤商標制度企画室長 今のところは、今度施行する意匠法では新規性のある店舗デザインが保護の対象となりまして、ただ一方におきまして、既に著名性を獲得しているような老舗の店舗につきましては意匠法の恩恵にあずかれないということで、商標法の適用も受けられるように間口を整えたほうがよいのではないかとということで今回の提案をさせていただいております。

商品の形状等につきましても、従来から先に意匠権をとって、類似商品を駆逐して全国的に著名性を獲得した後に商標権を獲得するという例もございますので、そのような活用方法も一つの例となるのではないかと考えております。

○高崎委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょう。

○一色委員 大分話が変わって、違う質問なんですけれども、店舗の立体商標を取りやすくするというについては、今だとロゴ看板付きの店舗の商標登録というのは実際あると思うのですけれども、ロゴ看板がなくても登録ができるということにすごく意味があると思っています。実際に、例えば店舗でも商品でも何でもよいのですが、そっくりなものがあるとしても、不正競争防止法だと、商品等表示としては同じものだけれども、例えば全然違うタグやロゴがついていたら、それは出所としては絶対違う会社のものだというのが明らかだから、消費者も困らない、事業者も困らないということで、不競法としては違反にはならないというような形で、ロゴがはっきり違っていれば違う会社が運営しているという判断に流れていきやすいと思っているのですが、今回、立体商標で看板なし、名前なしの登録ができるようになることによって、例えば店舗の立体を登録しましたと。それで、全然違う会社、全然違う名前の看板がついているけれども、そっくりなものがありま

すという状態になったときに、看板が違うから出所ははっきりするだろうという流れにはならないということによろしいのですか。店舗自体の立体商標が形状として同じで保護されるべきということであれば、そこは看板が全然違っていても保護されるという理解でよろしいのでしょうか。

○田村委員長 必ずしも不正競争防止法と異なる結論になるかという点は、しっかりと議論しないといけないと思うのですが、私の考え方を申し上げますと、余り変わらないだろうと思います。今回、商標法のほうでロゴなしを認めるわけですが、それは不正競争防止法のほうで、現在でも、これからも認めています。ただし、認められる場合は、非常に有名、つまり、先ほどから申し上げている全国周知になっているものについてです。ただ、今回、商標法のほうは、その際に特定の仕方を容易にしようという話だと思うのです。

そういった意味では、もしその事件が不正競争防止法で争われるのであれば、全国的に有名になっているもの、店舗の形状だけで認識できるものが原告として登場しますから、その場合は、そういった事案でしたら、ロゴが違っていても混同のおそれがあると判断するのが普通ではないかと思います。ですので、その点では変わらないのではないかと思います。

○一色委員 ありがとうございます。

○田村委員長 どうぞ。

○井関委員 今回の改正というのは、今まで権利化できなかったものを新たな商標として登録を認めるというタイプのものではなくて、今まででも登録は十分できたのだけれども、それを実線と破線という形で、どこに権利があるのかを明確化するということですね。あと説明ができるようにするなど、それは既にほかのタイプの商標では認めていたことを店舗の外観や内装につきましてもできるようにするという事で、手続的により明確化するという改正と理解しております。決して今まで登録できなかったものをこの改正によって登録できるようにする、例えば音商標や色のみの商標について、今までは登録できなかったものをできるようにしたというような、そういったタイプの改正ではないということは明確にさせていただけたらと思います。

○富澤商標制度企画室長 おっしゃるとおりでございます。

ただ、内装につきましては審査運用で、厳格に端が切れているものはだめということをしていたので、その点につきましては、多少間口が広がるとは思っておりますけれども、

何か新たな権利を創設するものではございません。

○井関委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかはいかがでしょうか。

○大向委員 途中で出てきた、少しお話としては前に戻るところで気になったので内容を確認させていただきたいのですが、店舗の外観のところで、後から商品の詳細な説明の記載を可能にするようなことも考えられるかもしれないという発言があったように思っていて、その意味の確認です。文字や看板などが店舗の外観の中にあるような商標があった場合に、それが使用の結果、（文字や看板から独立して外観自体が）とても周知になって3条2項で認められるような程度になったときに、事後にそのような記載も詳細な説明の補足を認めるというようなことではないですね。

○富澤商標制度企画室長 出願した商標の中に、例えば、何か文字のような、模様なものがあるといった場合に、それは一体何なのかが一義的には分からない場合には、それを商標の詳細な説明で出していただいて、その部分は何なのかを特定していただくようなことを想定しておりました。

○大向委員 審査の手続の中で、登録に至るまでの間に、当初から記載がなくても、最終的にそういった記載をすることによって認める場合があるということですか。

○富澤商標制度企画室長 そうですね。

○大向委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 ほかにいかがでしょうか。

○横山委員 現在でも店舗の外装に関しては立体商標として登録されていますが、それについても、複雑なものに関しては、特徴が特定されることが望ましいので、例えば更新のときに、商標の詳細な説明を提出可能にするなど、そういったことは特に想定されていないのでしょうか。

○富澤商標制度企画室長 あくまでも施行日後に出願されているものを想定しております。

○田村委員長 ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本検討事項の方向性については御了解を得られたものと考えます。また、それと同時にワーキンググループにおいて、これから詰めていかなければいけないところも明らかにしていただきまして、ありがとうございました。

本日の商標制度小委員会の議論を踏まえて、事務局におかれましては、制度あるいは省

令の見直しの作業を進めていただければと思います。また、審査運用については、繰り返しになりますけれども、審査基準ワーキンググループにおいて、さらに御検討いただくことにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 御審議ありがとうございました。次回の開催は、現時点では未定でございまして、開催をお願いする際には、委員長と御相談の上、皆様に御連絡させていただきたいと思います。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第5回商標制度小委員会を閉会いたします。本日は、御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会